

証券コード 5026
2023年11月13日
(電子提供措置の開始日2023年11月7日)

株主各位

東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地
龍名館本店ビルディング12階
株式会社トリプルアイズ
代表取締役 山田 雄一郎

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第15回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.3-ize.jp/ir/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトアクセスの上、銘柄名「トリプルアイズ」又は証券コードに「5026」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年11月28日(火曜日)午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年11月29日(水曜日) 午前10時
(受付開始: 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台3丁目2番11号
連合会館2階(203会議室)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第15期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 資本金の額の減少（減資）の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。
- (2) 議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願いいたします。
 - ◎出席の株主の皆さまには当社創業者である福原智の著書『テクノロジー・ファースト』の配布を予定しております。
 - ◎書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみをご送付しております。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済の状況は、実質GDPでコロナ禍以前のレベルに回復し、今後の成長も期待されています。こうしたなかで、各企業の中長期視点からの設備投資への意欲が増している状況となっております。

当社グループの属する業界においては、2010年代後半から活発化していた各企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)関連の投資が、大幅な回復の傾向にあります。ChatGPTを代表とする生成系AIが注目を浴びており、業務改善、事業改革に積極的な企業はすでに活用のフェーズに突入しております。このように各企業のDX投資はさらに増加する様相を呈しております。生成系AIがこれまでDXが進んでいなかった業種、業界からの関心が高く、いまやDXは全ての業界に必須のものとなっています。既存システムの刷新やデータ分析のAI化に対する期待は高く、今後もこの流れはさらに加速していくとみられています。一方で、エンジニアの不足は深刻化しており、優秀な人材の獲得競争が激化しております。

そのような状況下、当社グループは、「テクノロジーに想像力を載せる」という経営理念の下、人にやさしいICTサービスの提供を目指し、当社グループ独自のテクノロジーで新たな時代への橋渡しとなるイノベーションを追求しております。経営基盤の安定を担うSI部門と成長を加速させるAIZE部門のシナジー効果を最大限に発揮させ、技術力と社会実装力を併せ持つ独自の企業としての優位性を確立してまいります。

当連結会計年度においては、ポストコロナといわれる状況下で各企業のDXへの大規模な投資が加速する概況に照準を合わせ営業活動を行っております。一方で、新型コロナウイルス感染症対策として提供してきた自動検温装置と画像認識技術を結合したサービスの需要の低下が顕在化しております。また、当社グループは、顔認証AIが世の中に欠かせないテクノロジーとして社会に広く実装されるよう、大手企業含むパートナーとも協働し取り組んでおりますが、人々の生活や行動を変えるシステム実装には当初の想定以上に丁寧に時間をかけることが必要であり、あわせてこれらに関するシステム実装の規模拡大や収

益化も短期の見込み数値として織り込むべきではないと判断いたしました。その結果、減損損失を認識するに至りました。

しかしながら、白ナンバー事業者へのアルコール検知の義務化の改正道路交通法施行が2023年12月に決定し、AIZEシステムにアルコールチェッカーとの連携機能を搭載したサービスの問い合わせは大幅に増加しております。併せて受注も増加傾向にあることから、2024年8月期第1四半期以降の業績への貢献を見込んでおります。同時に、社内業務においても積極的に生成系AIを活用することで開発工程の効率化、生産性向上にも着手しており、この点でも成長を見込んでおります。

また、マーケティング活動の活発化、販売パートナー網の拡充といった営業戦略によって、AIZEプロダクトの拠点ID数は増加しております。AIZEプロダクト以外にも、当社AI技術へのニーズは高く、画像分析や需要予測といったAI開発案件の増加へと繋がっております。

一方、エンジニア不足が継続する状況の中、先駆けてエンジニア人材強化のため先行投資を進めております。

その他、当社は、当社グループの既存事業とのシナジー醸成や事業領域の拡大を目的とした、資本業務提携先の株式を保有しておりますが、その一部について、帳簿価額に比べて実質価額が著しく下落したと判断したため、減損処理を行うことにより、投資有価証券評価損を計上しております。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は2,346,256千円(前年同期比3.2%減)、売上原価は1,768,110千円(前年同期比2.1%増)、販売費及び一般管理費は847,903千円(前年同期比51.4%増)、営業損失は269,757千円(前年同期は営業利益133,255千円)、経常損失は290,152千円(前年同期は経常利益115,853千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は825,317千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益112,344千円)となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

該当事項はありません。

② 設備投資

当連結会計年度の設備投資の総額は145,636千円(無形固定資産を含む)であります。主な内訳としては、AIZE技術開発を目的としたソフトウェアの制作125,626千円等であります。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

特記すべき事項はありません。

(3) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第12期 2020年8月期	第13期 2021年8月期	第14期 2022年8月期	第15期 2023年8月期 当連結会計年度
売上高 (千円)	1,791,998	2,122,308	2,424,504	2,346,256
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△166,761	83,928	115,853	△290,152
親会社株主に 帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△) (千円)	△260,749	38,019	112,344	△825,317
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△41.99	6.12	17.47	△118.67
総資産 (千円)	927,240	1,113,700	1,788,090	2,302,647
純資産 (千円)	404,369	442,389	1,157,182	332,145
1株当たり純資産額 (円)	65.11	71.23	166.53	47.61

- (注) 1. 当社は、第14期より連結計算書類を作成しております。第12期及び第13期については、金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第12期の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産額を算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第14期の期首から適用しており、第14期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

国際的には経済成長が停滞する中、我が国においては潜在成長率を大きく上回る勢いで景気は拡大しており、インフレ圧力も高まっています。今後、持ち直すと予測されている国際経済によって、輸出が回復することで国内経済も成長を継続するとみられています。

このため、以前から顕在化していたITエンジニア人材の需給のバランスはさらに悪化すると予想されます。優秀なエンジニアの獲得競争はさらに激化し、採用コストを増加させて、財務状況への影響を与える可能性もあります。

国内経済の好況により各社の設備投資は増加するものとみられ、優秀なITエンジニア人材の確保は必須となっています。採用のみならず、既存社員に対する育成も重要性を増しております。人材育成は、先端テクノロジー研究開発のキャッチアップ、市場開拓といった課題を解決する糸口ともなります。AIエンジニアといった専門人材の採用と優秀人材の育成は、AIサービスに関する問い合わせが増加する当社グループにとって急務です。他社との開発競争が激化する中でも、人材の確保は重要な意味をもっております。教育機関との連携や採用活動を活性化しております。

また、ChatGPTの登場がもたらした世界的な生成AIブームは、既存のIT業界を再編しうる潜在的な影響力を有するものと捉えております。当社グループにとってはチャンスとすべく、M&Aによって当社のグループ会社となった株式会社ゼロフィールドのGPUを活用して生成AI時代に相応しいサービスの提供を目指しておりますが、汎用GPUの開発の遅れ、半導体不足によってGPUを確保できないといった場合、当社グループの競争性を損なう場合もございます。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきまして、当社グループでは事業の維持拡大に必要なレベルの流動性の確保と財務の健全性・安全性維持を資金調達の基本方針としております。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、各種サービス提供にかかわる原価、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、主にAIZEの開発にかかわる研究開発費用等であります。これらの資金需要につきましては、運転資金は営業キャッシュ・フロー及び借入金で賄い、投資資金は主に株式発行による資金調達で賄うことを基本とする方針であります。

(5) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

事業区分	主要事業内容
AIソリューション事業	システム受託開発・保守・運用、AIZE（画像認識プラットフォーム）の開発・サービス提供等
研修事業	セミナー実施及びコンサルティング事業
その他事業	将棋道場（将棋教室）の運営事業

(6) 主要な営業所及び使用人の状況

① 主要な営業所 (2023年8月31日現在)

当社（本社）	東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地龍名館本店ビルディング12階
株式会社シンプルプラン（本社）	東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地龍名館本店ビルディング12階
株式会社所司一門将棋センター（本社）	千葉県習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼408

② 従業員の状況 (2023年8月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
242名	18名増

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）は含んでおりません。

(7) 重要な子会社の状況 (2023年8月31日現在)

名称	出資比率	主要事業内容
株式会社シンプルプラン	100%	セミナー実施及びコンサルティング事業
株式会社所司一門将棋センター	100%	将棋道場（将棋教室）の運営事業

(8) 主要な借入先及び借入額 (2023年8月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,240,000 千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100,000 千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	81,120 千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	50,000 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000 株
(2) 発行済株式の総数 6,977,000 株
(3) 株主数 2,840 名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
福原聖子	2,347,000	33.64
株式会社コスモウエア	1,800,000	25.80
J P E 第 1 号 株 式 会 社	341,100	4.89
株式会社キューブシステム	300,000	4.30
株式会社TOKAIコミュニケーションズ	250,000	3.58
山田雄一郎	90,000	1.29
東港金属株式会社	80,000	1.15
加藤慶	52,000	0.75
株式会社シーティーエス	51,800	0.74
株式会社ファダム	50,000	0.72

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が28,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ140,000円増加しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要（2023年8月31日現在）

名称	第2回新株予約権 (2019年8月29日 株主総会決議)
新株予約権の数	40個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式8,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,000円
新株予約権の行使期間	2021年8月30日から2029年8月29日
新株予約権の行使条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- (注) 1. 当社取締役（社外取締役を除く）に付与している新株予約権は全て取締役就任前に付与されたものであります。
2. 当社は、2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第3回新株予約権 (2020年8月28日 株主総会決議)
新株予約権の数	315個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く） 当社社外取締役	2名 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式63,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,000円
新株予約権の行使期間	2022年8月29日から2030年8月28日
新株予約権の行使条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- (注) 1. 当社取締役（社外取締役を除く）のうち1名は、取締役就任前に付与されたものであります。
2. 当社は、2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第4回新株予約権 (2021年10月26日 株主総会決議)
新株予約権の数	264個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式52,800株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,925円
新株予約権の行使期間	2023年10月27日から2031年10月26日
新株予約権の行使条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職の場合、その他当社取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③本新株予約権は、当社の普通株式が日本国内のいずれかの証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。

(注) 当社は、2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項（2023年8月31日現在）

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役 会社経営全般	山 田 雄一郎	
取締役 営業本部管掌 技術本部管掌	桐 原 永 叔	
取締役CFO 管理本部管掌	加 藤 慶	株式会社すららネット 取締役（監査等委員） 株式会社ライナフ 監査役
取締役	飯 塚 健	Kudan Vision株式会社 代表取締役 株式会社カーボンフライ 取締役 Add Elm株式会社 取締役 株式会社ログノート 取締役 公認会計士
常勤監査役	篠 原 博	
監査役	土 屋 憲	あいわ税理士法人社員 公認会計士・税理士
監査役	鈴 木 規 央	アクトアドヴァイザーズ法律事務所 共同代表 株式会社うるる 監査役 株式会社Linc'well 監査役 株式会社ペアキャピタル 監査役 学校法人帝京大学 特任教授 弁護士・公認会計士

- (注) 1. 取締役飯塚健氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役土屋憲氏及び鈴木規央氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役飯塚健氏、監査役土屋憲氏及び鈴木規央氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役飯塚健氏、監査役土屋憲氏及び鈴木規央氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 鈴木規央氏は、事業年度末日後の2023年9月1日付で株式会社ディシムの監査役に就任しております。
6. 当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、その職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社における全ての取締役、監査役、執行役員等を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価等（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって決定する旨定款に定めており、各取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査役の協議で決定しております。取締役の報酬等総額の限度額は、2018年8月24日開催の臨時株主総会にて年額300,000千円以内と決定されております。各取締役の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、役員報酬規程に則り、経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況を総合的に勘案し、事前に協議を行った上で、最終的に取締役会で決定する方針としております。その内訳は固定の基本報酬のみであり、業績連動報酬制度は採用しておりません。監査役の報酬等総額の限度額は、2021年11月30日開催の定時株主総会にて年額30,000千円以内と決定されております。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等につきましても、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会の決議により決定されていることから、上記の決定方針に沿うものであると当社取締役会は判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	40,425 (1,650)	40,425 (1,650)	—	—	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	8,550 (3,300)	8,550 (3,300)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	48,975 (4,950)	48,975 (4,950)	—	—	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年8月24日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内と決定されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2021年11月30日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決定されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

(5) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	飯塚 健	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に会社経営の観点、公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	土屋 憲	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務報告に係る発言を行っております。
監 査 役	鈴木 規央	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持、当社の財務報告に係る発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,542千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,542千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、前事業年度の監査内容及び当事業年度の監査方針等について確認を行い、監査日数及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等が相当であると判断し、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 内部統制システムの整備についての取締役会決議の内容の概要

当社は、会社法、会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するため、2018年8月24日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定め（直近では2022年8月26日開催の取締役会にて改定）、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めております。

「内部統制システムに関する基本方針」の概要は次のとおりであります。

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は、経営理念に掲げる法令の遵守を率先垂範して実行するとともに、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会倫理への適合を最優先とする企業風土を醸成する。
 - (2) 「リスクコンプライアンス規程」に従い、取締役及び担当責任部門長は意思決定プロセス及び業務執行において、コンプライアンス遵守の取り組みとその監督指導を行う。また、代表取締役を委員長とする「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
 - (3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
 - (4) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - (5) 内部監査業務は内部監査担当が主管を担い、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行う。また、内部監査の内容は、代表取締役以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
 - (6) 必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
 - (7) 法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の構築及び業務の改善に努める。
 - (8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び文書管理規程に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
 - (2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、情報セキュリティ規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い担当者を明確にし、適切に管理する。
 - (3) 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会は、「リスクコンプライアンス規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講じる。
 - (2) 不測の事態が生じた場合には、代表取締役を委員長とする「リスクコンプライアンス委員会」を設置して、開示を含む迅速な対応を行い損害の拡大を防止するとともに再発防止策を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は、経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。
 - (2) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - (3) 当社及び子会社の取締役は、社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する事項
当社及び子会社の総合的な発展及び業績向上を目的に「関係会社管理規程」に基づき、関係会社は当社に協議又は報告を行う。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスクコンプライアンス規程」に従い、当社及び子会社に内在するリスクについて管理し、当社及び子会社において、規模や業態に応じたリスクマネジメントを実施する。

- (3) 子会社の取締役等の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社において、規模や業態に応じ、意思決定ルールや職務権限の整備を行うとともに、当社及び子会社の事業運営に関する重要な事項の協議又は報告を行う。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
監査役は、当社及び子会社の各部門に対し、部門監査・重要書類閲覧・重要会議出席を通じ、業務執行状況を定期的に監査する。さらに、内部監査部門は、当社及び子会社の各部門に対し、業務執行と経営方針との整合性、経営の効率性、関連法令の遵守性の面から監査及び支援を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会は、管理本部所属の使用人もしくは内部監査担当に、監査業務に必要な補助を依頼することができる。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- (1) 監査役職務の補助者の人事異動については、あらかじめ常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制をとる。
- (2) 監査役職務の補助者が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制をとる。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 常勤監査役は、取締役会その他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び従業員にその説明を求める。
- (2) 当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
- (3) 当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- (4) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制をとる。

- (5) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - (2) 監査役及び内部監査担当は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
 - (3) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合をもつ。
 - (4) 監査役会が独自に意見形成するため、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる体制を確保する。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行う。
 - (2) 当社及び子会社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況
- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は行わず、一切の関係を遮断する。
 - (2) 整備状況
 - ① 当社及び子会社は、反社会的勢力との関係遮断及び排除を目的として「反社会的勢力排除及び対策規程」「反社会的勢力調査マニュアル」を策定し、運用する。
 - ② 当社及び子会社は、不当要求防止責任者を選任するとともに、社内研修を実施する等、役職員の啓蒙とその実行に努める。
 - ③ 当社及び子会社は、警察、暴力追放運動推進センター、及び弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に取り組む。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、社外取締役及び監査役が全ての取締役会に出席しております。

②監査役監査

監査役会の決定に基づき、監査役監査を実施しております。

③経営会議

原則として毎週1回、経営会議を開催し、事業計画の審議と経営上のリスクの把握を図っております。

④リスクコンプライアンス委員会

原則として四半期に1回、リスクコンプライアンス委員会を開催し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努めております。

⑤内部通報制度

内部通報規程に基づき、外部の法律事務所を内部通報窓口として定め、不正行為の未然防止、早期発見及び是正に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しておりますが、現在は成長過程にあると考えており、経営環境の変化に対応するため財務体質を強化し、事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。このことから過去において当事業年度を含めて配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く経営環境を総合的に勘案し、株主への利益還元を検討していくことを基本方針としておりますが、現在において、配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。内部留保資金の使途につきましては、将来の収益力の強化を図るため、研究開発投資及び優秀な人材を確保するための採用教育費用として有効に活用する方針であります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としており、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

また、剰余金の配当基準日は、期末配当は8月31日、中間配当は2月末日、その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

(注) 以上の報告の記載金額は単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,152,690	流動負債	846,719
現金及び預金	1,754,566	買掛金	83,174
売掛金	273,850	短期借入金	240,000
契約資産	51,545	1年内返済予定の長期借入金	240,442
商品及び製品	21,526	未払金	118,367
原材料及び貯蔵品	142	未払法人税等	7,990
その他	53,687	契約負債	17,718
貸倒引当金	△2,627	賞与引当金	24,168
固定資産	149,956	その他	114,857
有形固定資産	15,624	固定負債	1,123,782
建物	8,643	長期借入金	1,123,771
車両運搬具	0	繰延税金負債	10
その他	6,981	負債合計	1,970,501
無形固定資産	14,148	(純資産の部)	
のれん	2,559	株主資本	332,145
ソフトウェア	9,800	資本金	720,075
その他	1,788	資本剰余金	670,075
投資その他の資産	120,183	利益剰余金	△1,058,004
投資有価証券	92,880		
その他	27,303	純資産合計	332,145
資産合計	2,302,647	負債純資産合計	2,302,647

連結損益計算書

(自 2022年 9月 1日)
(至 2023年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,346,256
売上原価		1,768,110
売上総利益		578,145
販売費及び一般管理費		847,903
営業損失		269,757
営業外収益		
受取利息及び配当金	19	
助成金収入	2,750	
その他	1,490	4,260
営業外費用		
支払利息	1,967	
株式交付費	504	
支払手数料	22,000	
雑損失	183	24,655
経常損失		290,152
特別損失		
固定資産除却損	274	
減損損失	325,190	
ソフトウェア評価損	26,255	
投資有価証券評価損	159,999	511,720
税金等調整前当期純損失		801,873
法人税、住民税及び事業税	5,706	
法人税等調整額	17,737	23,443
当期純損失		825,317
親会社株主に帰属する当期純損失		825,317

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年 9 月 1 日)
(至 2023年 8 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当 期 首 残 高	719,935	669,935	△232,687	1,157,182	1,157,182
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	140	140		280	280
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△825,317	△825,317	△825,317
当 期 変 動 額 合 計	140	140	△825,317	△825,037	△825,037
当 期 末 残 高	720,075	670,075	△ 1,058,004	332,145	332,145

連 結 注 記 表

(自 2022年 9 月 1 日)
(至 2023年 8 月 31日)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数

2 社

② 連結子会社の名称

株式会社シンプルプラン

株式会社所司一門将棋センター

(2) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

i 有価証券

その他有価証券

ア 市場価格のない株式等以外のもの
時価法

(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

イ 市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法

ii 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア 商品及び製品 個別法による原価法

イ 原材料及び貯蔵品 個別法による原価法

連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下の方法により算定しております。

② 固定資産の減価償却の方法

i 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。ただし、一括償却資産については、3年間の均等償却を実施しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年~22年
車両運搬具	6年

ii 無形固定資産(リース資産を除く)

ア ソフトウェア(市場販売目的)

販売見込期間(3年)における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年)に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

イ ソフトウェア(自社利用)

社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法としております。

ウ その他

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。

受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

i AIソリューション事業

機器の販売、サービス提供、技術者の派遣、システム開発案件の請負などを提供しております。このうち、機器の販売に関しては、顧客の検収時点で収益を認識しております。サービス提供、技術者の派遣については期間に応じて収益を認識しております。また、システム開発案件の請負については、見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法に基づき進捗度を合理的に測定し、進捗度に応じて収益を認識しております。

ii 研修事業

企業研修、社員教育のサービスを提供しております。顧客へのサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

i 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

ii のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

会計上の見積りにより当連結会計年度の連結計算書類にその額を計上した項目のうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性が有る項目は以下のとおりです。

投資有価証券の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表に計上されている投資有価証券92,880千円はすべて非上場株式であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式は市場価格のない株式等であり、取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。投資先の企業の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は投資額と実質価額の差額を減損処理を行います。回復可能性が十分に見込まれる場合には減損処理を行わないことがあります。

また、取得時点において投資先の超過収益力等を反映して1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額で取得した投資有価証券については、当初見込んだ超過収益力等が毀損していると判断した場合には、実質価額が著しく低下しているものとして、減損処理を行っております。当連結会計年度においては、超過収益力等の毀損を認識した一部の株式について159,999千円の評価損を計上しています。

投資先の超過収益力等が毀損しているかどうかの判断は、事業計画の達成状況を基礎として行っておりますが、投資先企業の属する業界の状況や成長性には不確実性があり、経営者による重要な判断を伴います。

これらの見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって大きく影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が当初の見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類においても重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、本社賃貸借契約に伴う原状回復義務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

この変更により、投資その他の資産が1,091千円減少し、従来の方法と比べて当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ1,091千円増加しております。なお、資産除去債務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 28,618千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 末
普通株式(株)	6,949,000	28,000	—	6,977,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 28,000株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 428,600株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、必要な資金は自己資金及び借入金等で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に資本提携に関連する株式であり、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、そのうち変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク(取引先の債務不履行や倒産等に係るリスク)の管理

売掛金については、顧客ごとに、事業部が期日管理及び残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ii 市場リスクの管理

借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、資金ニーズを把握し、また適時に資金繰計画を作成・更新し、資金管理を行うことにより資金を効率的に使用するとともに、適正な手許流動性を維持することにより、市場リスクを管理しております。

iii 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務及び借入金は、財務経理部が月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

iv 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

v 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち9.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金※2)	1,364,214	1,363,245	△968
負債計	1,364,214	1,363,245	△968

※1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

※3. 市場価格のない株式等である投資有価証券は含めておりません。

(注1)市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	92,880

(注2)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	273,850	—	—	—
合計	273,850	—	—	—

(注3)借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	240,000	—	—	—	—	—
長期借入金	240,442	214,160	196,324	183,179	177,288	352,819
合計	480,442	214,160	196,324	183,179	177,288	352,819

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2023年8月31日)

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(※2)	—	1,363,245	—	1,363,245
負債計	—	1,363,245	—	1,363,245

※1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金のうち、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	AIソリューション事業	研修事業	計		
一時点で移転される財又はサービス	54,395	35,973	90,368	-	90,368
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,247,278	-	2,247,278	8,609	2,255,887
顧客との契約から生じる収益	2,301,673	35,973	2,337,647	8,609	2,346,256
外部顧客への売上高	2,301,673	35,973	2,337,647	8,609	2,346,256

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、所司一門将棋センター事業であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(2) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	274,945
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	273,850
契約資産(期首残高)	71,517
契約資産(期末残高)	51,545
契約負債(期首残高)	14,121
契約負債(期末残高)	17,718

契約資産は主に、ソフトウェア請負開発契約について期末日時点で進捗があるものの未請求の開発に係る対価に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該ソフトウェア請負開発契約に関する対価は、契約条件に従い、顧客の検収をもって請求し受領しております。

契約負債は主に、AIZE部門の月額利用料の前受収益に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
1年以内	24,226
1年超2年以内	1,723
2年超3年以内	1,015
3年超4年以内	412
4年超	341
合計	27,719

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	47円61銭
1株当たり当期純損失(△)	△118円67銭

当連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2023年7月27日開催の取締役会において、株式会社ゼロフィールドの発行済株式の全てを取得し、子会社化することについて決議し、2023年9月1日付で株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ゼロフィールド
事業の内容	AI・ビッグデータ関連システム開発・運用事業、GPU サーバーの販売・運用事業、データセンターの構築・販売・運用事業

② 企業結合を行った主な理由

株式会社ゼロフィールドは、AI・ビッグデータ関連システム開発・運用事業、GPU サーバーの販売・運用事業、データセンターの構築・販売・運用事業を展開しており、現在では、国内外に合計7拠点のデータセンターを構え、独自の開発技術で電気効率の改善や再生エネルギーの活用など、環境へも配慮したサービス展開を行っている企業であります。

同社が取り扱う GPU サーバーの活用による画像認証の精度や速度の向上など AI 技術力の向上が見込まれることや、営業・マーケティング網を相互活用することによる営業上のシナジー効果が見込まれることから、子会社化することを決定いたしました。

③ 企業結合日

2023年9月1日

- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
結合後企業の名称に変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価

現金

1,199百万円

取得原価

1,199百万円

(3)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等（概算額） 65百万円

(4)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(5)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

(新株の発行)

当社は、2023年7月27日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当増資による新株の発行を決議し、2023年9月29日に払込が完了しました。この結果、資本金は870,049千円となっております。

(1)募集方法	第三者割当
(2)募集株式の種類及び数	普通株式 403,700株
(3)割当価格	1株につき743円
(4)資本組入額の額	1株につき371.5円
(5)割当価格の総額	299,949千円
(6)資本組入額の総額	149,974千円
(7)払込期日	2023年9月29日
(8)割当先	PROCESS UNIT FUND 投資事業有限責任組合
(9)資金の用途	当社グループ（当社及び当社の関係会社）は当社事業に関わる先端技術や既存技術の更新開発を継続して取り組み進化させることが不可欠です。画像認識プラットフォームAIZE においては顔認証AIエンジンの精度向上、打刻システムであるAIZE Bizと既存他社の勤怠システムとの連携機能開発、AIZEの活用領域拡大を目的とした感情推定 AI エンジンの技術企画、くわえて生成 AI の業務実装サービスに向けた研究開発、今後連結子会社となる株式会社ゼロフィールドにおけるGPUサーバー事業の新商品開発及びAIZEとの連携サービスの開発に投資してまいります。

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,143,071	流動負債	837,611
現金及び預金	1,689,773	買掛金	83,174
売掛金	273,251	短期借入金	240,000
契約資産	51,545	1年内返済予定の長期借入金	235,256
商品及び製品	21,525	未払金	117,832
原材料及び貯蔵品	142	未払費用	91,446
前払費用	34,946	未払法人税等	7,885
その他	74,514	契約負債	17,718
貸倒引当金	△2,627	預り金	8,037
固定資産	169,584	賞与引当金	23,968
有形固定資産	15,624	その他の	12,292
建物	8,643	固定負債	1,094,176
工具、器具及び備品	6,981	長期借入金	1,090,251
無形固定資産	4,196	繰延税金負債	10
のれん	343	関係会社事業損失引当金	3,914
商標権	1,788	負債合計	1,931,787
ソフトウェア	2,065	(純資産の部)	
投資その他の資産	149,763	株主資本	380,868
関係会社株式	30,000	資本金	720,075
出資金	110	資本剰余金	670,075
関係会社長期貸付金	2,700	資本準備金	670,075
投資有価証券	92,880	利益剰余金	△1,009,281
その他	26,773	その他利益剰余金	△1,009,281
貸倒引当金	△2,700	繰越利益剰余金	△1,009,281
資産合計	2,312,656	純資産合計	380,868
		負債純資産合計	2,312,656

損 益 計 算 書

(自 2022年 9 月 1 日)
(至 2023年 8 月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,301,691
売 上 原 価		1,747,809
売 上 総 利 益		553,882
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		779,902
営 業 損 失		226,020
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	18	
助 成 金 収 入	2,750	
経 営 指 導 料	11,400	
そ の 他	1,453	15,621
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,757	
株 式 交 付 費	504	
支 払 手 数 料	22,000	
そ の 他	183	24,445
経 常 損 失		234,844
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	274	
減 損 損 失	325,190	
ソ フ ト ウ エ ア 評 価 損	26,255	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,049	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	159,999	512,769
税 引 前 当 期 純 損 失		747,613
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,895	
法 人 税 等 調 整 額	17,737	21,633
当 期 純 損 失		769,247

株主資本等変動計算書

(自 2022年 9月 1日)
(至 2023年 8月 31日)

(単位：千円)

	株主資本						純 資 産 計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株 主 資 本 計 合	
		資 準 備 本 金	資本剰余金 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 計		
				繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	719,935	669,935	669,935	△240,034	△240,034	1,149,835	1,149,835
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	140	140	140			280	280
当期純損失(△)				△769,247	△769,247	△769,247	△769,247
当期変動額合計	140	140	140	△769,247	△769,247	△768,967	△768,967
当 期 末 残 高	720,075	670,075	670,075	△1,009,281	△1,009,281	380,868	380,868

個別注記表

(自 2022年 9月 1日)
至 2023年 8月 31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

i 子会社株式

移動平均法による原価法

ii その他有価証券

ア 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

イ 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア 商品及び製品 個別法による原価法

イ 原材料及び貯蔵品 個別法による原価法

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下の方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。ただし、一括償却資産については、3年間の均等償却を実施しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～22年

工具、器具及び備品 3年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ア ソフトウェア（市場販売目的）

販売見込期間（3年）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

イ ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法としております。

ウ その他

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。
受注損失引当金	受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。
関係会社事業 損失引当金	関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は機器の販売、サービス提供、技術者の派遣、システム開発案件の請負などを提供しております。このうち、機器の販売に関しては、顧客の検収時点で収益を認識しております。サービス提供、技術者の派遣については期間に応じて収益を認識しております。また、システム開発案件の請負については、見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法に基づき進捗度を合理的に測定し、進捗度に応じて収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

i 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

ii のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、５年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。

なお、投資有価証券の評価について、貸借対照表に計上されている投資有価証券92,880千円はすべて非上場株式であります。また、当事業年度においては、超過収益力等の毀損を認識した一部の株式について159,999千円の評価損を計上しています。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、本社賃貸借契約に伴う原状回復義務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

この変更により、投資その他の資産が1,091千円減少し、従来の方法と比べて当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ1,091千円増加しております。なお、資産除去債務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 25,526千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,193千円
長期金銭債権	2,700千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 18千円

その他の営業取引高 1,076千円

営業取引以外の取引による取引高 11,400千円

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額 104,207千円

投資有価証券評価損 48,991千円

ソフトウェア 20,532千円

賞与引当金 7,339千円

棚卸資産評価損 4,680千円

関係会社株式評価損 2,143千円

未払事業税 2,063千円

資産除去債務 1,823千円

貸倒引当金 1,631千円

繰越欠損金 124,249千円

その他 4,960千円

繰延税金資産小計 322,623千円

評価性引当額 △322,623千円

繰延税金資産合計 -千円

繰延税金負債

その他 10千円

繰延税金負債合計 10千円

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

連結注記表「8. 収益認識に関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表「8. 収益認識に関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 54円59銭

1株当たり当期純損失(△) △110円61銭

当事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月26日

株式会社トリプルアイズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	高木 修
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	柴田 叙男
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トリプルアイズの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリプルアイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年9月1日付で株式会社ゼロフィールドの株式の全てを取得し、同社を子会社化した。
2. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年7月27日開催の取締役会における第三者割当増資による新株の発行決議に基づき、2023年9月29日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月26日

株式会社トリプルアイズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高木 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 叙男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トリプルアイズの2022年9月1日から2023年8月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年9月1日付で株式会社ゼロフィールドの株式の全てを取得し、同社を子会社化した。
2. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年7月27日開催の取締役会における第三者割当増資による新株の発行決議に基づき、2023年9月29日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2022年9月1日から2023年8月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、当監査役会は、それぞれの監査結果に基づき審議の上、監査役全員的一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況の結果及び所見について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、上記に定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

3. 後発事象

- ① 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年7月27日開催の取締役会において、株式会社ゼロフィールドの発行済株式の全てを取得し、子会社化することについて決議し、2023年9月1日付で株式を取得しました。
- ② 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年7月27日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株の発行を決議し、2023年9月29日に払込が完了しました。

当該事項は、当監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2023年10月27日

株式会社トリプルアイズ 監査役会

常勤監査役 篠原 博 ㊟

社外監査役 土屋 憲 ㊟

社外監査役 鈴木 規央 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、2023年10月27日時点の資本金の額は、連結計算書類 連結注記表（重要な後発事象に関する注記）及び計算書類 個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載のとおり、870,049,850円になります。

（1）減少する資本金の額

資本金の金額870,049,850円を820,039,850円減少して50,010,000円とし、減少する資本金の額である820,039,850円をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合は、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

（2）減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額820,039,850円をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

（3）資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年1月5日（予定）

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産額の変動はございません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 当社は、2023年7月27日付で開示した「株式会社ゼロフィールドの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」のとおり、株式会社ゼロフィールドの株式に係る株式譲渡契約を締結し、2023年9月1日に同社が発行する全株式を取得して完全子会社としておりますが、これに伴い、同社の事業活動に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の一部を変更するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(4) (条文省略)	(1)～(4) (現行どおり)
(5) 情報通信機器及びその他関連機器の企画、研究、開発、販売、賃貸、輸出入及び運用、保守	(5) <u>情報通信機器、電気製品並びに事務用機器</u> 及びその他関連機器の企画、研究、開発、販売、賃貸、輸出入及び運用、保守
(6)～(44) (条文省略)	(6)～(44) (現行どおり)
(新設)	<u>(45) 損害保険代理店業</u>
(新設)	<u>(46) 古物売買業</u>
<u>(45)</u> 前各号に付帯関連する一切の事業	<u>(47)</u> 前各号に付帯関連する一切の事業
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第2章及び第3章 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第2章及び第3章 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、9名以内 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>とする。</p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、3名以上5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p><u>2</u> 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者 (以下「補欠者」という。)を選任することができる。</p> <p><u>3</u> <u>前二項</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>4</u> 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p><u>5</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第21条（条文省略）</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第21条（現行どおり）</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第23条～第24条（条文省略）</p>	<p>第23条～第24条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
(新設)	(取締役への重要な業務執行の決定の委任)
(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第26条 (条文省略)	(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u>
第27条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(員数)	(削除)
第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(選任方法)	(削除)
第28条 監査役は、株主総会において選任する。	(削除)
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期)	(削除)
第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会 (<u>常勤の監査等委員</u>)</p>
	<p>第28条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
	<p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>) 第30条 <u>当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
	<p>2 <u>前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>) 第31条 <u>当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算 第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算 第32条～第35条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(附則) <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>2023年11月開催の第15回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なおその効力を有する。</u></p> <p>2. <u>2023年11月開催の第15回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なおその効力を有する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	再任 や ま だ ゆういちろう 山 田 雄 一 郎 (1982年6月11日)	2005年12月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2018年6月 一般社団法人日本ラクロス協会（現 公益社団法人日本ラクロス協会）監事就任 2020年8月 当社 入社 2020年9月 当社 執行役員CFO就任 2020年11月 当社 取締役CFO 経営戦略本部（現 管理本部）副管掌就任 2021年3月 当社 代表取締役就任（現任） 2021年11月 首都圏ソフトウェア協同組合 理事就任（現任） 2022年6月 一般社団法人日本ラクロス協会（現 公益社団法人日本ラクロス協会）理事就任（現任）	90,000株
2	再任 きりばら えいしゆく 桐 原 永 叔 (1970年10月27日)	1994年4月 個人事業主として出版関係に従事 2004年4月 有限会社洋洋編集 入社 2006年9月 株式会社幻冬舎メディアコンサルティング 入社 2009年9月 眞人堂株式会社設立 取締役就任 2010年5月 眞人堂株式会社 代表取締役就任 株式会社ソフィアホールディングス 取締役就任 2019年6月 当社による眞人堂株式会社の吸収合併により、当社入社 2019年12月 当社 取締役 経営管理本部（現 管理本部）管掌就任 2020年9月 当社 取締役 AIZE事業戦略本部（現 技術本部）管掌就任 2020年12月 当社 取締役 SI事業戦略本部（現 技術本部）管掌就任 2021年9月 当社 取締役 営業戦略本部（現 営業本部）管掌就任（現任）	32,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> かとう けい 加 藤 慶 (1981年2月8日)	2003年4月 株式会社ベンチャー・リンク（現株式会社C&I Holdings）入社 2007年12月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2018年1月 株式会社パネイル 入社 2018年4月 株式会社MAYAホールディングス 取締役CFO管理本部長就任 2019年3月 株式会社すたらネット取締役（監査等委員）就任（現任） 2020年1月 株式会社ライナフ 監査役就任（現任） 2020年9月 株式会社XTIA 取締役管理本部長就任 2021年7月 当社 執行役員CFO就任 2021年9月 当社 取締役CFO 経営戦略本部（現 管理本部）管掌就任（現任）	52,021株
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> し の だ ようすけ 篠 田 庸 介 (1968年4月5日)	1989年6月 株式会社プレステージジャパングループ入社 1993年9月 株式会社アーティック21 入社 1997年9月 ジャパンエデュケーションキャピタル株式会社(現 株式会社スマートビジョン)設立 代表取締役会長就任 1999年9月 株式会社ネットマーク（現 株式会社アイソルート）設立 代表取締役社長就任 株式会社日本サービス企画設立 取締役就任 2004年3月 ジャパンエデュケーションキャピタル株式会社（現 株式会社スマートビジョン）入社 2005年11月 株式会社スマートビジョンテクノロジー（現 株式会社ヘッドウォータース）設立 代表取締役就任（現任） 2006年9月 株式会社スマートビジョン 取締役就任 2022年2月 株式会社ヘッドウォータースコンサルティング 取締役就任（現任） 株式会社ヘッドウォータースプロフェッショナルズ 取締役就任（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 篠田庸介氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要
 篠田庸介氏は、株式会社ヘッドウォータースの代表取締役に就任しており、上場企業の役員として会社経営に関する豊富な経験及び高い見識を有していることから経営全般に関する適切な助言・監督及びチェック機能の観点から、社外取締役としての適切な職務の遂行を期待したためであります。
4. 当社は、候補者であります篠田庸介氏が選任された場合、同氏との間で会社法第425条第

- 1 項に規定する最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。
 6. 各候補者が所有する当社の株式数は、2023年8月31日現在の株式数であり、当社役員持株会での持分を含めております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	新任 篠原 博 (1947年5月13日)	1966年4月 日本コロムビア株式会社 入社 1967年11月 富士建物管理株式会社 入社 1970年4月 東京ソフトウェア株式会社 入社 1971年12月 株式会社日刊スポーツ新聞社 入社 1974年1月 フリーランスにてシステム開発の請負に従事 1982年4月 株式会社アプリケーションズ 入社 1984年10月 株式会社エムアイエスインターナショナル 入社 1992年7月 横商エンジニアリング株式会社(現 横河商事株式会社) 代表取締役社長就任 2002年10月 首都圏コンピュータ技術者協同組合 理事就任 2007年10月 首都圏コンピュータ技術者協同組合の株式会社への組織変更に伴い、首都圏コンピュータ技術者株式会社 取締役就任 2011年11月 首都圏コンピュータ技術者株式会社 監査役就任 2013年9月 個人事業主としてIT関連企業の経営顧問、エンジニア支援活動等に従事 2018年11月 当社 常勤監査役就任(現任)	21株
2	新任 土屋 憲 (1973年11月9日)	1999年10月 中央監査法人(旧みずぎ監査法人) 入所 2007年8月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2015年10月 あいわ税理士法人 入所(現任) 2017年9月 当社 監査役就任(現任) 2018年4月 株式会社アト 監査役就任	52株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> すずきのりお 鈴木規央 (1971年6月8日)	1993年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所 2002年4月 パートナース国際会計事務所 入所 2006年10月 シティユーワ法律事務所 入所 2014年12月 株式会社うるる 監査役就任（現任） 2015年6月 株式会社ソフィアホールディングス 取締役就任 2018年1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー就任 2018年11月 当社 監査役就任（現任） 2021年7月 株式会社Linc'well 監査役就任（現任） 2022年5月 アクトパートナーズ法律事務所 代表就任 2022年10月 株式会社ペアキャピタル 監査役就任（現任） 2022年11月 アクトアドヴァイザーズ法律事務所 共同代表就任（現任） 2023年4月 学校法人帝京大学 特任教授就任（現任） 2023年9月 株式会社ディシム 監査役就任（現任）	105株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 土屋憲氏及び鈴木規央氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、土屋憲氏及び鈴木規央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 土屋憲氏及び鈴木規央氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、土屋憲氏が6年2か月、鈴木規央氏が5年となります。
4. 社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要
 土屋憲氏につきましては、公認会計士及び税理士としての高い専門性と豊富な経験を有していることから、会社経営上の特に財務面及び会計面からの監視、助言を行い、客観的・中立的立場で取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただくことを期待したためであります。
 鈴木規央氏につきましては、弁護士及び公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を有していることから、会社経営上の特に法律面及び財務面からの監視、助言を行い、客観的・中立的立場で取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただくことを期待したためであります。
5. 当社は、候補者であります篠原博氏、土屋憲氏、鈴木規央氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間で、監査等委員である取締役として、同内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。
7. 各候補者が所有する当社の株式数は、2023年8月31日現在の株式数であり、当社役員持株会での持分を含めております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の現在の取締役の報酬等総額の限度額は、2018年8月24日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内としてご承認をいただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止して、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等総額の限度額について、本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等総額の限度額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）といたしたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

現在の取締役の員数は4名（うち社外取締役は1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名（うち社外取締役は1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等総額の限度額を2021年11月30日開催の定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬等総額の限度額と同額の、年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任になりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がR S M清和監査法人を会計監査人の候補とした理由は、新たな視点での監査が期待できること、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用であること、会計監査人としての品質管理体制・専門性・独立性・監査実績等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためです。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

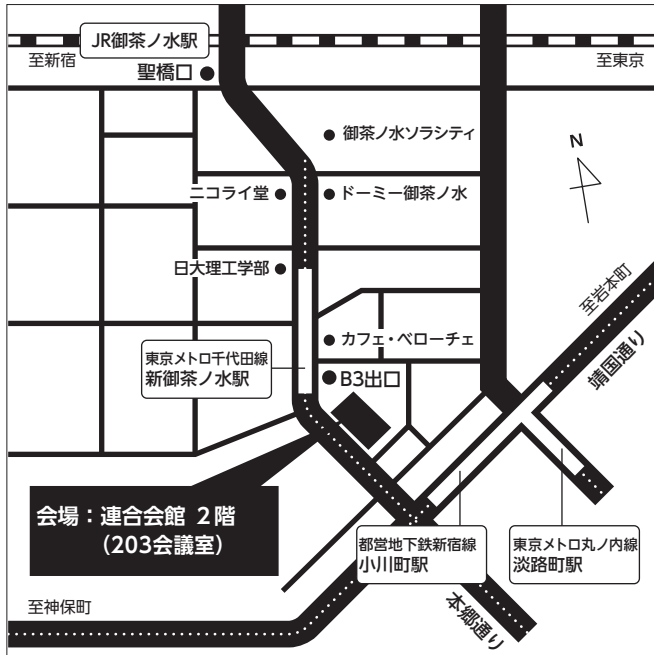
(2023年10月1日現在)

名 称	R S M清和監査法人	
事務所	東京事務所 東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館4階 神戸事務所 兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビルヂング1階	
沿 革	2004年3月 設立 2010年5月 R S M Internationalと業務連携	
概 要	構成人員 社員 (公認会計士)	18名
	職員 (公認会計士)	55名
	(公認会計士試験合格者等)	18名
	(監査補助職員)	14名
	(その他事務職員等)	15名
	合計	120名
	監査関与会社数	134社
	資本金	37百万円

以 上

株主総会会場ご案内図

出席の株主の皆さまには当社創業者である福原智の著書『テクノロジー・ファースト』の配布を予定しております。



会場 連合会館 2階 (203会議室)
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台3丁目2番11号
TEL 03-3253-1771 (代表)

最寄駅 ●地下鉄
東京メトロ千代田線
「新御茶ノ水駅」 B 3 出口 (徒歩0分)
東京メトロ丸ノ内線
「淡路町駅」 B 3 出口 ※ (B 3 出口まで徒歩5分)
都営地下鉄新宿線
「小川町駅」 B 3 出口 ※ (B 3 出口まで徒歩3分)
※ B 3 a ・ B 3 b 出口は、違う方向へ出ますのでご注意ください。

●JR
JR中央線・総武線
「御茶ノ水駅」 聖橋口 (徒歩5分)

お願い：駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ
当社IRサイトにて「Web株主通信」や「INVESTOR QUESTIONS」を掲載中です。当社をより一層ご理解いただける内容となっております。ぜひご覧ください。
<https://www.3-ize.jp/ir/>



UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。